

地方 共済

Winter 2013

274

<http://www.chikyosai.or.jp/>



2 | 年頭のご挨拶

近く退職を予定されているみなさまへ

退職共済年金について
退職後の短期給付について
退職後の組合員貸付について

～組合員のみなさまへ～

8 平成 25 年 4 月から **短期給付の掛金率が変わります**
平成 25 年 4 月から **短期給付の附加給付が変わります**

14 **退職等年金給付（年金払い退職給付）の制度の概要**
について

7 知って納得情報掲示板
「図書館」簡単でヘルシーな一人ごはん
「ビジネスマナー」来客の対応
「郷土玩具～表紙の写真～」鳥取県 烏天狗の土鈴

10 「旅の宿」からご案内
オーシャンビュー大洗（茨城県東茨城郡）
ニューみくら（栃木県宇都宮市）
サンヒルズ三河湾（愛知県蒲郡市）
鯉城会館（広島県広島市）

16 ひろば・本部だより・編集後記

年頭のご挨拶



地方職員共済組合理事長

河野 栄

新年あけましておめでとうございます。

平成25年の新春を迎えるに当たり、組合員の皆様のご清福とご繁栄を心からお祈り申し上げます。

地方職員共済組合は、昭和37年12月に地方職員共済組合等共済組合法に基づく組合として発足以来、平成24年12月1日をもちまして満50年を迎えました。この間、関係各位のご理解とご協力のもとに、組合員及び年金受給者並びにそのご家族の皆様の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、道府県の業務の能率的運営に貢献してまいることができました。ここに改めまして組合員の皆様をはじめ、関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

近年、我が国におきましては、平均寿命の伸長と出生率の低迷等により、諸外国に例をみない速さで少子高齢化が進んでおります。平成23年度においては、65歳以上の高齢者人口が過去最高の2,975万人、総人口に占める割合も23.3%となっており、総人口が減少するなかで、高齢者人口の割合は今後も上昇を続けるものと予想されております。

このような見通しを踏まえ、逐次、公的年金制度の改正が進められており、平成24年8月には、厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することを柱とした「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。この法律により、共済年金と厚生年金の制度的な差異の解消、標準報酬制の導入等が平成27年10月から実施されることとなります。

また、医療保険制度においては、平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象に、他の医療保険から独立した医療保険として、新たに後期高齢者医療制度が創設されましたが、この後期高齢者医療制度についても、高齢化に伴う医療費の増大が今後も見込まれることなどから、見直しの議論が行われているところであります。

このような社会保障制度の動向は、当組合の事業運営や、組合員等の皆様に大きな影響を与えることとなりますので、引き続きその動向を注視してまいりたいと考えております。

共済制度をめぐる環境は大きく変化してきており、今後も厳しい状況が見込まれますが、当組合といたしましては、社会保障制度の動向に的確に対応しつつ、組合員等の皆様の生活の安定と福祉の向上に寄与するという責務を全うすべく、より一層努力してまいり所存でありますので、本年もよろしく願い申し上げます。



総務省自治行政局公務員部長
三輪 和夫

平成25年の年頭に当たり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

地方公務員共済組合制度は、昭和37年の地方公務員等共済組合法の施行以来、本年で51年目を迎えることとなりました。この間、幾多の制度改革を経ながら年金制度である長期給付、医療保険制度である短期給付及び健康診断その他の健康増進事業等の福祉事業を通じて、地方公務員制度を支える重要な役割を担ってきたところであります。

現在、我が国においては、平均寿命の伸長や出生数の減少により少子・高齢化が進行しており、こうした高齢化等が一層進んだ社会においても、社会保障の機能の充実と給付の重点化、制度運営の効率化を同時に行い、社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現することが大きな課題となっております。

このような中、昨年4月13日に閣議決定、国会提出された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」は、社会保障・税一体改革関連法案の一つとして、衆議院・参議院それぞれに設置された「社会保障・税一体改革に関する特別委員会」における衆・参合わせて200時間を超える審議を経て、昨年8月10日に可決・成立したところです。

被用者年金一元化法の趣旨は、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めることにあり、具体的には、共済年金と厚生年金の制度的差異の解消、保険料率の統一、共済年金の職域部分の廃止等の改正がなされたところです。

被用者年金の一元化に関する歴史を紐解けば、昭和59年2月24

日の閣議決定「公的年金制度の改革について」において、高齢化社会の到来等を見据え、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を目的に、「昭和70年（西暦1995年）を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる」という目標が掲げられたことに始まりますが、昭和61年4月の基礎年金制度の導入など幾多の制度改革を経て、平成27年10月に被用者年金の一元化が実現することになったものです。

さらに、この被用者年金一元化法においては、共済年金の職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとされ、そのあり方について別に法律を定めることとされましたが、これを受け、昨年11月2日に「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

これは、副総理の下に設置された「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」における検討結果を踏まえ、退職給付の官民均衡を図る観点から、地方公務員の退職給付の一部として「年金払い退職給付」を設けること等を内容とするものですが、衆議院の解散直前の昨年11月16日に可決・成立したところです。

このように地方公務員の年金制度は大きく変わろうとしていますが、地方公務員共済組合制度が組合員又はその遺族に対して、組合員の退職又は死亡後における安定した生活の維持を図るため重要な制度であるということに何ら変わりはありません。

組合員の皆様はじめ関係各位におかれましては、地方公務員共済組合制度につきまして、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の御健勝と御発展を心からお祈り申し上げます、新年の挨拶といたします。



地方職員共済組合運営審議会会長
横内 正明

新年明けましておめでとうございます。

地方職員共済組合の組合員の皆様には、すがすがしい新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

私は、昨年12月の第204回地方職員共済組合運営審議会において会長に選任されました。大きな変革の時期に重責を担うこととなりましたが、皆様の御協力をいただき、事業の充実に寄与して参りたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、昨年は、共済年金制度を基本的に厚生年金制度に統一することを柱とした被用者年金制度の一元化や、公務員共済年金の職域部分の廃止に伴う年金払い退職給付の導入に関しての法案等が可決・成立し、公務員の年金制度が大きく改革された年となりました。

地方職員共済組合としては、これらの制度の見直しについて組合員等への周知に努めるとともに、制度改革に伴う事務処理に遺漏のないよう、適切に対応していくことが重要であります。

また、今後の高齢者医療制度については、社会保障・税一体改

革に関する民主、自民、公明のいわゆる3党合意により、社会保障制度改革国民会議において議論し、結論を得ることとされたところであり、今後、議論の展開を注視していく必要があります。

各道府県では、財政事情が厳しさを増す中、定数削減等組織のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直し等、徹底した行財政改革が進められているものと推察いたします。

このような中において、住民福祉の向上という地方公務員の使命を果たしていくためには、組合員やその御家族が心身ともに健康であり、安心して職務に専念できる環境づくりが重要なことと考えます。この意味において地方職員共済組合の役割はますます大きくなっていくものと思います。

私は、組合員の皆様の御意見、御要望を伺いながら、運営審議会の場を通じ、地方職員共済組合の更なる発展に全力を傾注して参りますので、引き続き皆様の御支援・御協力をお願い申し上げます。

新しい年が、組合員の皆様にとりまして、飛躍の年でありますようお祈り申しあげ、新年の挨拶とします。

近く退職を予定されているみなさまへ

退職共済年金について

平成24年度中に60歳になられる方（昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた方）を対象に退職共済年金についてご説明いたします。

年金の決定、改定及び支給

退職共済年金につきましては、決定後、「年金額決定通知書」及び「年金証書」を送付いたしますので、大切に保管してください。

在職中に退職共済年金が発生した方が退職した場合は、退職までの組合員期間を追加し、年金額を改定いたします。その他、年金額の改定は、物価・賃金の変動・年齢到達等によるものがあります。退職共済年金が改定されますと、「年金改定（停止額変更）通知書」及び「年金改定証書」を送付いたします。

退職共済年金の支給につきましては、その受給権が発生した月の翌月分から支給することになっております（ただし、在職中は、原則として支給が停止されます。）。2月、4月、6月、8月、10月及び12月の各15日（15日が土、日又は祝日の場合は、その直前の金融機関の営業日）に、支給月の前月までの2か月分の年金を振り込みます。

退職一時金等の返還

過去に、退職一時金等の支給を受け取られた方は、当該退職一時金等の計算の基礎となった組合員期間を退職共済年金の算定の基礎月数に含めることとなります。そのため、受け取られた退職一時金の額に、その支給を受けられた日の翌月から退職共済年金を受給する権利が生じた月までの期間について、政令により定められた利率で複利計算した利息に相当する額を加算した額を、当共済組合に返還していただくこととなります。

年金からの源泉徴収

退職共済年金は、所得税法の区分では「雑所得」となっており、年金額が一定額以上の方は、年金の支給の際に所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます。

この源泉徴収に際して、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を当共済組合に提出していただきますと、所得控除が受けられます。

再就職した場合の手続

公務員を退職した後に、民間会社等に再就職し、被用者年金制度に加入された場合は、当共済組合に「年金受給権者再就職届書」を提出していただくこととなります。その上で、再就職に伴う退職共済年金の一部支給停止を行います。

併給の調整

共済年金と厚生年金保険などの各公的年金制度を通じて、給付事由の異なる2つ以上の年金（例えば、退職共済年金と障害共済年金）の両方を受給することはできません。両方の受給権を有したまま、どちらかを選択して、年金を1つだけ受給することになります。

なお、65歳以後においては給付事由の異なる2つ以上の年金を同時に受給できる場合があります。

雇用保険との調整

65歳までの間、退職共済年金の受給者の方が、ハローワークで求職の申し込みをし、雇用保険法の基本手当を受給すると、その額にかかわらず、その間は、職域年金相当部分を除き、退職共済年金は支給停止されます。

なお、退職後に失業給付を受給することになった場合は、必ず当共済組合までご連絡ください。

各種の届出等

年金受取金融機関の変更及び再就職した場合又は受給者の死亡等があった場合は、速やかに当共済組合に届出をしていただくこととなります。

なお、加給年金額の加算対象となっている受給者の配偶者の方及び住民基本台帳ネットワークに不参加の市区町村に住居がある受給者の方については、毎年、これらの方々を対象とした現況調査を実施しております。

この各種届出や現況調査に係る調査票の提出が遅れますと、年金の支給が差し止めとなる場合がありますのでご注意ください。

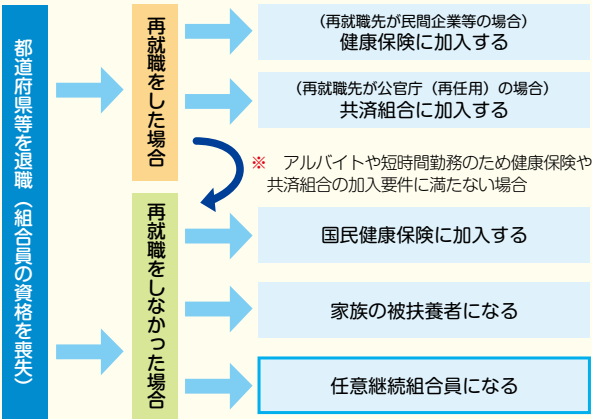
◆ 以上、退職共済年金について説明してまいりましたが、年金のしくみ等詳細につきましては、「年金証書」とあわせて送付する「共済年金のしおり」または当共済組合ホームページ（<http://www.chikyosai.or.jp/>）をご覧ください。

また、退職共済年金の請求手続きやその他ご不明な点がございましたら、各支部の年金担当者までお問い合わせください。

退職後の短期給付について

退職後の医療給付の概要

組合員が退職した場合には、何らかの健康保険制度に加入しなければならず、どの保険に加入するかは、再就職されるかどうかで異なります。



うち少ない額を標準として算定するものとされています。

- ① 退職の月の初日の給料月額
- ② 組合員期間が15年以上あり、かつ、退職時の年齢が55歳以上の場合は、①の給料月額の7割の額
- ③ 地方職員共済組合全組合員の1月1日における平均給料月額

イ 任意継続掛金の納付方法

任意継続掛金は、組合（支部）から送付する納付書で納付していただきます。

納付回数は、毎月払い、半期払い、年払いがあります。

初回の任意継続掛金は退職の日から20日以内（3月31日付け退職の場合は、4月19日まで）に、2回目以降は、継続しようとする月の前月末までに、組合（支部）に払い込まなければなりません。

任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度について

任意継続組合員制度は、退職の日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方が、任意継続組合員になることを組合（支部）に申し出ることにより、退職後2年間、在職中の一般の組合員とほぼ同様の短期給付を受けることができる制度です（傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金及び傷病手当金附加金を除きます。ただし、傷病手当金及び出産手当金の資格喪失後の給付は受けられません。）。

任意継続組合員制度への加入を希望する場合は、退職の日から20日以内に申し出て、掛金を納入することが必要です。

(2) 任意継続掛金

ア 任意継続掛金の額

任意継続掛金は、掛金の標準となる給料×掛金率となります。

掛金の標準となる給料は、次のいずれかの額の

(3) 任意継続組合員の資格の喪失

任意継続組合員の方が、次のいずれかの事由に該当するときは、その翌日（④に該当するときは、その日）から、その資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき
- ④ 他の医療保険（国民健康保険は除きます）に加入したとき
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合（支部）に申し出した場合において、その申出が受理された月の末日が到来したとき

◆ 手続き等の詳細につきましては、各支部の短期給付担当者までお問い合わせください。

退職後の組合員貸付について

退職時の貸付金の弁済

共済組合の貸付制度は、現役の組合員に対する福祉事業であり、退職等により組合員の資格を喪失された方は、継続して貸付制度の適用を受けることができません。

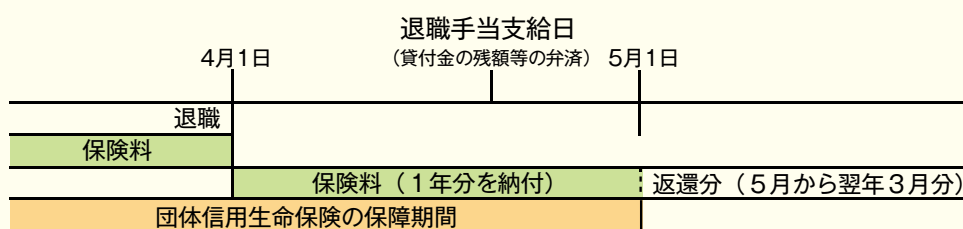
そのため、現在、共済組合から貸付けを受けている組合員の方が退職した場合は、退職後に支払われる退職手当から当該貸付金の残額及び利息を一括して控除する方法により、弁済していただくこととなります。

団体信用生命保険に係る保険料

団体信用生命保険に加入されている方は、貸付金の残額等を弁済する月まで団体信用生命保険が保障されますので、退職手当が支給される月の分まで保険料を納めていただくこととなります。

なお、この保険料は、1年分を年1回納付していただいておりますので、保障期間終了後の月の分があれば返還いたします。

【例】納付月が4月である方が、4月に支払われる退職手当により残額等を弁済する場合



再任用職員・任意継続組合員に係る貸付け

退職後、再任用制度により採用された職員（短時間勤務職員を除く。）の方は、次の表のとおり貸付けを受けることができます。

【再任用職員に係る貸付け（概要）】

貸付の種類	全ての貸付けが対象 ただし、住宅貸付については、再任用職員となった後の組合員期間が1年未満の場合は、受けることができない。
弁済期間	貸付けを受けた月の翌月から再任用の任期が終了する月までの月数以内
弁済額	1回当たりの月賦弁済額の合計額は、貸付申込時の給料月額範囲内
既貸付金の取扱い	退職時、退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたときは、再任用職員として採用された日前に受けていた貸付金を一括して弁済しなければならない。

また、退職後、任意継続組合員の資格を取得された方は、高額医療貸付及び出産貸付を受けることができます。

◆ 詳細につきましては、各支部の貸付担当者にお問い合わせください。

情報掲示板

ビジネスマナー

来客の対応

職場に来客があったとき、受付時にまず確認するのは相手の名前と社名、そして、予約の有無です。

予約のある来客には、名前と会社名を復唱し「お待ち申し上げておりました」と一言添えて応接室などに案内し、取り次ぎます。予約客の場合、用件を尋ねるのは失礼にあたるので注意が必要です。

予約のない来客は、名刺を受け取り、相手が誰なのかを確認します。顔を知っている場合は「〇〇社の××様ですね」と声をかけ、訪ねられた人の在、不在は言わず「少々お待ちください」と告げ、訪ねられた人の指示を受けるようにします。

予約がなく初めての来客の場合は、名刺を受け取り、会社名、名前を尋ね、「誰に会いに来たのか」、また、「用件」などを聞きます。用件を聞いた後は、面識のある来客と同様に、訪ねられた人の在、不在は来客には言わずに、会うかどうかは訪ねられた人の指示を受けるようにします。

訪ねられた人が不在時や会議中などの場合は、予約のある来客には不在の理由を説明し、お詫びをするとともに待つだけのかどうかの打診をします。予約のない来客には、不在の理由を説明する必要はありません。

辞任、転任、年賀のあいさつなどは、予約無しに来訪されることが多いですが、儀礼的なもので時間も短いので原則的には取り次ぎます。

監修：秘書検定研究会

図書館

簡単でヘルシーな一人ごはん

高畑康子・高畑真紀子・福原洋子／著
ベガサス／刊



ISBN978-4-89332-062-9
定価：1,470円（税込）

体の中から健康になってほしいという著書の思いが込められた一冊です。

特に一人暮らしの人は、手間ひまかけた料理は面倒で既製の総菜や外食に頼りがちになります。そこで、本書では老若男女を問わず、調理初心者でも楽しみながら手軽に作れる料理を紹介しています。動物性食品をほとんど使わない食事、ご飯や麺類などの主食、豊富な副菜の数々は、簡単に作れて体によいものばかり。「食は命なり」なのです。

郷土玩具 ~表紙の写真~

鳥取県

烏天狗の土鈴



鳥取県では、ふるさとの歴史や祭礼縁起などの地域にちなんだ土鈴や、干支の土鈴などがひとつひとつ手作りで作られています。

日本三大霊山の一つとして神秘的妖異な伝説がある大山の主、烏天狗は一夜に数千里を馳行し、全国の霊場をめぐり、里に出ては諸人を教化し、山に入っては霊術を行い、変幻自在・神通力無双といわれています。

天狗の土鈴は、鈴を振ることによって諸々の悪邪退散、災難消滅を祈念するもので、霊験あらたかな郷土玩具として珍重されています。

～組合員のみなさまへ～

平成 25 年 4 月から 短期給付の **掛金率** が変わります

地方職員共済組合の短期経理の財源は、組合員のみなさまの掛金と道府県の負担金です。当組合の短期経理財政は、組合員数の減少などにより掛金・負担金の収入が減少する一方で、高齢者医療制度に係る支援金等の増加に加え、東日本大震災に伴う災害見舞金などの増加により、このままの状態では、平成 24 年度において剰余金が枯渇することが見込まれるなど非常に厳しい状況にあります。

つきましては、短期経理財政の安定化を図るため、平成 25 年 4 月分からの短期給付の掛金率・負担金率を引き上げることといたしました。

組合員のみなさまのご理解をお願いいたします。

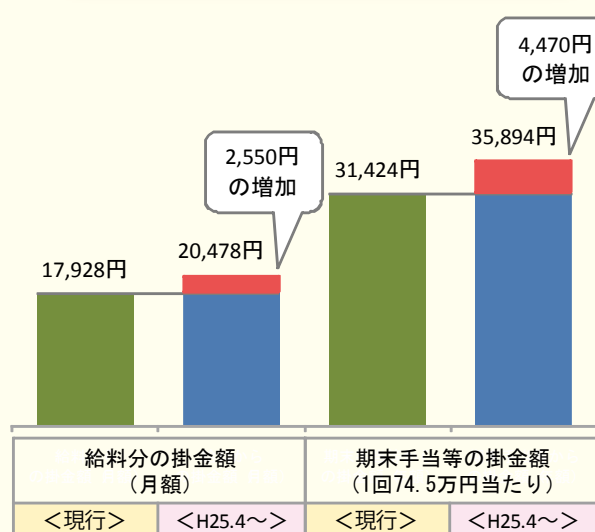
(単位：％。(千分率))

区 分		現 行	平成 25 年 4 月～	引上げ幅
一 般 組 合 員	給 料	52.73	60.23	7.50
	期末手当等	42.18	48.18	6.00
知 事 組 合 員 一般組合員（特別職等）	給 料	42.18	48.18	6.00
	期末手当等	42.18	48.18	6.00
船 員 一 般 組 合 員	給 料	49.50	56.54	7.04
	期末手当等	39.60	45.22	5.62
任 意 継 続 組 合 員	給 料	105.46	120.46	15.00

※ 福祉事業分に係る掛金率（一般組合員の方の場合、給料 1.48％・期末手当等 1.18％）については、変更ありません。

※ 道府県の負担金率についても引き上げります。

負担額はいくら増えるの？



■ 給料月額 34 万円、
期末手当等 74.5 万円（1 回当たり）の場合
○給料分の掛金の増加額

〈引上げ幅〉

月額：34 万円 × 7.50% = 2,550 円
年額：2,550 円 × 12 月 = 30,600 円

○期末手当等の掛金の増加額

〈引上げ幅〉

1 回当たり：74.5 万円 × 6.00% = 4,470 円
年額：4,470 円 × 2 回 = 8,940 円

○年間での増加額

30,600 円 + 8,940 円 = 39,540 円

平成 25 年 4 月から 短期給付の **附加給付** が変わります

組合員のみなさまの掛金と道府県の負担金を財源として、組合員とその被扶養者の病気、出産、休業、災害などに対して、法律で定められた法定給付と共済組合独自の附加給付を行っています。

当組合の短期経理財政の厳しい状況を踏まえるとともに、民間企業の健康保険組合においては財政が逼迫していること等を理由に附加給付水準を引き下げている状況にあることから、当組合の附加給付の水準もこれと均衡する水準に見直すことといたしました。

すべての組合員に関する見直し

次の附加給付が **平成 25 年 4 月 1 日から廃止** となります。

◆災害見舞金附加金 ◆入院附加金 ◆結婚手当金

平成 25 年 3 月 31 日(※)までの間に給付事由が生じたときは、その給付事由が生じた日の翌日から 2 年間は当該附加給付の請求を行うことができます。

※ 入院附加金については、引き続き 7 日以上入院した場合に支給される附加給付であるため、平成 25 年 3 月 25 日までに入院し支給要件に該当する場合に支給の対象となります。

一部の組合員に関する見直し

医療費に係る一部負担金払戻金等(家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金を含む)について、**給料月額 424,000 円(特別職にあつては 530,000 円)以上の組合員及びその被扶養者(※)**は、**平成 25 年 4 月診療分から**基礎控除額が段階的に引き上がります。

区分	現行	平成 25 年 4 月～	平成 26 年 4 月～	平成 27 年 4 月～
一部負担金払戻金等	25,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円
合算高額療養費附加金	50,000 円	60,000 円	80,000 円	100,000 円

※ 給料月額 424,000 円(特別職にあつては 530,000 円)未満の組合員及びその被扶養者は、平成 25 年 4 月診療分以降も**現行のまま**です。

- **一部負担金払戻金**とは、組合員本人が、ひと月に同一の医療機関等に対して支払った医療費の自己負担額(原則として 3 割)が、基礎控除額を上回った場合、上回った部分を組合員に払い戻す制度のことです(被扶養者の場合は家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金が生給されます)。
- **合算高額療養費附加金**とは、組合員又はその被扶養者が同一の月に複数の医療機関等に対して支払った医療費を合算して高額療養費が生給される場合に、基礎控除額を上回る部分について給付される一部負担金払戻金等のことです。

ご不明な点等ございましたら、当組合(各支部)の短期給付担当者までお問い合わせください。



眺望抜群の 展望温泉大浴場

美しい海岸線を望む大洗海岸まで徒歩一〇分の高台に立つ五階建ての宿「オーシャンビュー大洗」。

当館自慢の大浴場は、雄大な太平洋から昇る朝日、筑波山を彩る夕日、大洗港の夜景など眺望が抜群です。

また、泉質はナトリウム泉で、疲労回復の効果大と評判。

旅の宿

地方職員共済組合



オーシャンビュー大洗

潮騒を感じる 展望温泉大浴場

〒311-1303
茨城県東茨城郡大洗町東光台 8234-1
TEL 029-267-0488 FAX 029-267-0481
<http://www.ocean-view-oarai.com>

アクセス

電車：JR 常磐線水戸駅乗り換え、鹿島臨海鉄道大洗駅下車、タクシー 5分
車：●常磐自動車道友部JCT 経由、北関東自動車道～東水戸道路水戸ICより約15分
●東関東自動車道潮来ICより国道51号経由で約80分



大洗マリンタワー

冬の味覚 あんこう鍋

お料理は新鮮な魚介類や地元の農作物をふんだんに盛り込んだ会席料理で、冬は大洗名物のあんこう鍋も楽しめます。



オーシャンビュー大洗 周辺の観光スポット

関東最大級の「アクアワールド大洗水族館」は大人気。ゴルフなら一度はプレイしたい名門ゴルフ場の「大洗ゴルフ倶楽部」、一五〇余年の歴史を誇る「大洗磯前神社」、若者に人気の「大洗リゾートアウトレットモール」、明治天皇の遺品や明治維新の頃活躍した志士の資料を展示した「幕末と明治の博物館」などがあります。

また、開園面積が約一五三・二ヘクタールにも及ぶ国内有数の「国営ひたち海浜公園」では、一年を通じて四季折々の草花を楽しむことができます。

文：オーシャンビュー大洗 小倉新也



幕末と明治の博物館



県内有名観光地への 拠点としてご利用ください

県都・宇都宮の中心部にあり、ビジネス
や観光の拠点として最適な当施設では、暖
かいおもてなしの心で皆様のお越しをお待
ちしております。

ご会食・食堂では、栃木の豊かな食の
恵みをふんだんに使った調理長自慢のメ
ニューや、栃木が誇るおいしい地酒をお楽
しみいただけます。



ニューみくら

我が家に帰ったような、寛ぎの時間を

〒 320-0032 栃木県宇都宮市昭和 1-3-6
TEL 028-622-1093 FAX 028-625-9263
<http://www.newmikura.com>



地方職員共済組合

アクセス

JR 宇都宮駅よりバス県庁前下車 徒歩 7 分
東北方面：宇都宮・日光 IC より約 30 分
東京方面：鹿沼 IC より約 30 分

隣接する栃木県庁の最上階は、宇都宮の街はもちろん、日
光連山・那須連峰をはじめ、遠くは富士山・スカイツリーも
望める、絶好のビューポイントです。

街の鎮守の森・二荒山神社、近年富士見櫓などが復元され
た宇都宮城址公園、地元特産の大谷石を使ったカトリック松
が峰教会は、いずれも当施設至近。



宇都宮城址公園



二荒山神社



カトリック松が峰教会

文：栃木県支部 吉田恵子



人気の温泉展望風呂付特別室は3室あり、趣の異なったタイプのお風呂から大パノラマを眼下に温泉に浸ることができます。

旅の宿
地方職員共済組合
愛知県蒲郡市

サンヒルズ三河湾

湯の香、潮の香に包まれた
絶景のスパリゾート

〒443-0021
愛知県蒲郡市三谷町南山 1-76
TEL 0533-68-4696 FAX 0533-68-4697
http://www.sunhills-m.com

アクセス
JR 東海道新幹線：東京—豊橋（こだま 2時間 20分）
大阪—名古屋（ひかり 1時間）
豊橋、名古屋から：豊橋—三河三谷（JR14分）/名古屋—三河三谷（JR39分）
三河三谷—三谷温泉前（バス 8分 下車徒歩 10分）
タクシー利用の場合：JR 三河三谷駅下車 7分
東名高速道路：音羽蒲郡インターから、オレンジロード経由 20分

※三河三谷駅より無料送迎バス有り（予約制）



三河湾近海は、まさに海の幸の宝庫です。ご夕食は、常時3コースの会席料理をご用意しております。地元の新鮮な食材の持ち味を活かしながら、お客様のニーズにあわせた料理のご提供に日々心がけております。



近隣はマリレジャーのメッカ。海洋ヨットハーバーや大人からお子様まで人気の複合型マリリゾート「ラグーナ蒲郡」は当館からすぐのところにあります。



エントランスロビーや客室からは、蒲郡のシンボルである「竹島」のバックに沈む夕日を一望。まるで絵画のように美しいと評されることも。

蒲郡は、愛知県東南部に位置し、渥美半島と知多半島に抱かれた三河湾に面し、残る三方を山麓に囲まれた温暖な地であり、三谷温泉を始め四つの温泉郷を抱える風光明媚な地で、春には潮干狩り、夏は「蒲郡まつり花火大会」、秋には三〇〇年の歴史ある「三谷祭」と一年を通してお楽しみいただける観光地として皆様に愛されております。

サンヒルズ三河湾は、眼下に紺碧の海が広がる小高い丘に立ち並ぶ三谷温泉にあります。ロビーや客室からは、三河湾内はもとより蒲郡市内の街を一望することができ、三河湾を赤く染める夕日や街の夜景のロケーションは抜群で、三谷温泉内でも随一と自負しております。

私どもは、訪れる人との心のふれあいを大切にし、上質の寛ぎをご提供することが「最高のおもてなし」と考えております。温泉でゆっくりと身体を伸ばし、「何もしいない贅沢」を楽しんでみてはいかがでしょう。皆様のご来館を心よりお待ちしております。

文：サンヒルズ三河湾 村川久江



鯉城会館

広島市の中心部に位置し、
観光からビジネスまで幅広い目的で
ご利用いただけます

〒730-0051

広島県広島市中区大手町 1-5-3

TEL 082-245-2322 FAX 082-245-2315

<http://www.rijiyo-kaikan.jp>

アクセス

JR 広島駅から電車、バスで約 15 分、車で 10 分

広島バスセンターから徒歩で約 3 分

広島空港からリムジンバスで約 60 分

広島港から電車、バスで約 30 分

山陽自動車道広島 I.C から車で約 30 分

来んさい広島 鯉城会館へ

鯉城会館から世界遺産の原爆
ドーム・平和公園へは徒歩三分で
行くことができ、広島城や美術
館、お好み村なども徒歩圏内にご
ざいます。

また、広島のもう一つの世界遺
産である高島へも路面電車の駅が
近くにございますので、当館を旅

の拠点とし、広島観光を十分に
楽しめください。

平成二十五年四月十九日～五月
十二日まで旧広島市民球場跡地等
で「ひろしま菓子博 2013」が
開催されます。

当館のすぐ近くで開催されます
のでこの機会に是非、鯉城会館へ
お越しください。

文：鯉城会館 松尾真司



平和記念公園



宮島の舞楽



退職等年金給付（年金払い退職給付）の制度の概要について

被用者年金一元化法に基づき、共済年金は平成 27 年 10 月に厚生年金保険制度に統一されることとなりました。同法の附則第 2 条に「職域加算額の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設ける」と規定されたことを踏まえ、地方公務員の退職給付の一部として民間の企業年金に相当する「年金払い退職給付」を設けることとされました。

その概要についてご説明します。

◆ 平成 27 年 9 月までに共済年金の受給権が生じた方には、原則、この制度の適用はありません。

1. 制度の概要

(1) 種類

- 平成 27 年 10 月以降の新たな年金制度は退職等年金給付（年金払い退職給付）として、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金が規定されており、その概要は次のとおりです。

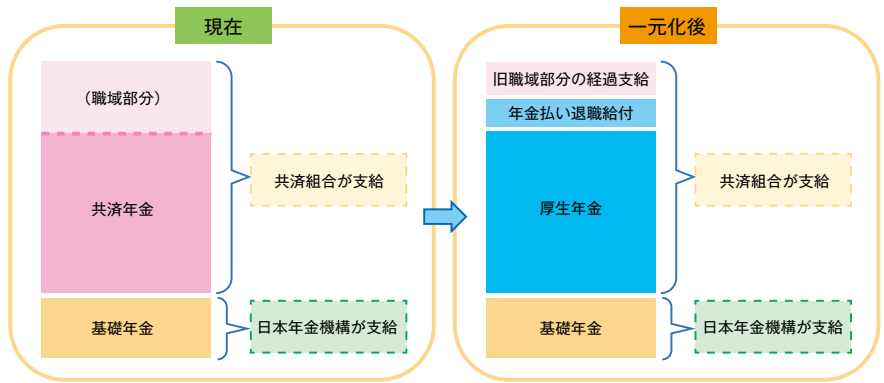
種類	概要
退職年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 年以上引き続き組合員期間を有する者が退職した後 65 歳に達したとき又は、65 歳に達した日以後に退職したときに支給。 ● 60 歳まで繰上げ又は、70 歳までの繰下げも可。 ● 退職年金の半分は、有期年金、半分は終身年金。 ● 有期年金は 10 年又は 20 年どちらかの支給期間を選択（一時金の選択可）。 ● 受給者が死亡した場合は、終身年金は終了するが、有期年金については残余がある場合に遺族に一時金として支給。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; background-color: #e0f0e0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">「年金払い退職給付」のイメージ</p> <p style="font-size: small;">モデル年金月額 約 1.8 万円 / 月（想定） 【積立方式】</p> </div> <div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; background-color: #e0f0e0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">（参考）現行の職域部分</p> <p style="font-size: small;">モデル年金月額 約 2 万円 / 月 【賦課方式】</p> </div> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">※モデル年金月額は、標準報酬月額 36 万円、40 年加入等一定の前提において試算 ※総務省ホームページから引用</p>
公務障害年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 公務による傷病について、初めて医師の診断を受けた日から起算して 1 年 6 月を経過した日において、その公務による傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に支給。 ● 支給水準は、従来と同様。
公務遺族年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 組合員又は組合員であった者が次のいずれかに該当するときに支給。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員が、<u>公務による傷病</u>により死亡したとき。 ・ 組合員であった者が、退職後に、組合員であった間に、初めて医師の診断を受けた日がある公務による傷病により当該日から起算して 5 年を経過する日前に死亡したとき。 ・ 障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給者が当該公務障害年金の給付事由となった<u>公務による傷病</u>により死亡したとき。 ● 支給水準は、従来と同様。

注 … 通勤災害は、公務障害年金、公務遺族年金の対象にはなりません。

(2) 経過措置

- 平成 27 年 10 月 1 日前の組合員期間と同日後の組合員期間を有している方は、平成 27 年 9 月までの組合員期間に応じた旧職域部分の経過支給と、平成 27 年 10 月以降の組合員期間に応じた新たな年金給付が支給されます。

- 平成 27 年 10 月 1 日前の組合員期間を有する方が同日以降に公務によらない傷病により死亡した場合は、遺族共済年金の職域加算額を支給します。
- なお、平成 37 年 10 月以降に給付事由が生じたものについては、毎年、段階的に給付水準を引き下げ、平成 46 年 10 月以降は、従来の遺族共済年金の職域加算額の 2 / 3 の水準に相当する額を支給します。



2. 給付設計

- 年金給付の仕組みは、組合員等から徴収した保険料を積み立てていく積立方式とされ、給付設計はキャッシュ・バランス方式（※）とされています。

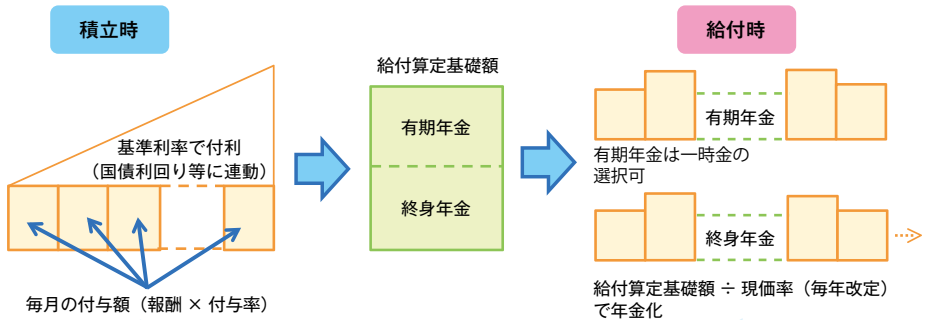
※…キャッシュ・バランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金との乖離を抑制する仕組みです。



付与率、基準利率、現価率は、地方公務員共済組合連合会の定款で定められることとなっています。



「年金払い退職給付」の給付設計のイメージ



組合員個人別に仮定の個人勘定を設けて、この個人勘定に、毎月の報酬等に付与率を乗じて得た付与額を拠出し、国債利回り等に連動させた基準利率による利子とともに積み立てます。

毎年の年金払い退職給付の額は、積立てられた給付算定基礎額を基準金利の変動や寿命の伸び等を踏まえた現価率で除して計算されます。
 (現価率とは、年金原資を終身にわたる年金給付の1年あたりの額に換算する率のことで、例えば、65歳男子では19.76のように表されます。)

3. 財政運営

- 保険料は労使折半となります。(事業主である道府県負担=負担金、組合員本人の負担=掛金)
- 保険料は毎月の給料(標準報酬の月額)と期末手当等(標準期末手当等の額)を標準として算定されます。
- 掛金率は、地方公務員共済組合連合会の定款で定められることとなっていますが、法定の上限は0.75%とされています。
- 毎年度決算と財政検証を行うとともに、少なくとも5年ごとに財政再計算を実施することとされています。

は ろ ひ



宮島の大鳥居と舟(?)
 十月の休日に息子が住んでいる広島に出掛けた。宮島の弥山に登ろうとフェリーに乗ると、以前歩いて行った大鳥居の周辺が海水に浸っていた。何と観光船が鳥居の中を通過していた。瀬戸内海の干満の差はすごいものだ。それにしても観光客が多かった。
 24年10月21日写す(京都府/ごんた次郎さん)



珍しい雲
 陽が落ちる頃、西の空に一本の雲の線が伸びていました。その後、何も起こらずよかったです…
 (福岡県/常さん)

投稿のご案内

「地方共済」では、より身近な広報誌にするために、皆様からのお便り、作品を募集しています。お気軽に、ふるってご投稿ください!

○お便りをお待ちしています!

お国自慢、旅の思い出、わが家のペット、趣味のお話し(作品)などなど、文章は500字以内にまとめてください。イラスト・写真をつけたい場合は、サービスサイズ(L判)程度のもを添付してください。

○写真・絵画・イラストも大募集!

ご自慢の作品を「地方共済」でご紹介します。
 ・文章作品(詩・俳句・川柳など)は、200字以内にまとめてください。
 ・イラスト・写真などは、サービスサイズ(L判)程度のもを添付してください。作品に解説をつける場合は、100文字以内にまとめてください。

①住所、②氏名、③所属名、④電話番号を必ず記入の上、下記宛先にお送りください。ペンネームをご希望の場合は、その旨を記入してください。

送り先
 〒102-8601
 東京都千代田区平河町2-4-9
 地共済センタービル
 地方職員共済組合「地方共済」作品募集係 宛

※原則として作品等はお返ししません。
 ※文章による原稿は添削することがあります。
 ※人物をモデルとした作品、個人情報が明らかとなる作品は、必ず被写体等の承諾を得た上でご応募ください。
 ※本誌への掲載によるトラブルについては、当方では責任を負いませんのでご了承願います。

本
部
だ
よ
り
(本部主催会議の状況)

- 短期給付事務研究会**
 開催日 平成24年10月9日(火)～10月10日(水)
 会場 東京都 ホテル ルポール麹町(麹町会館)
- 第4回短期給付財源率検討委員会**
 開催日 平成24年10月18日(木)
 会場 東京都 ホテル ルポール麹町(麹町会館)
- 宿泊施設接客部門職員研究会**
 開催日 平成24年10月23日(火)～10月24日(水)
 会場 茨城県 オーシャンビュー大洗
- 第204回運営審議会**
 開催日 平成24年12月3日(月)
 会場 東京都 ホテル ルポール麹町(麹町会館)

編集後記

新年あけましておめでとうございます。
 組合員並びにご家族の皆様におかれましては、清らかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本誌もおかげさまで新年号として274号を発行することができました。本年も皆様に親しまれる広報誌を目指して、より一層努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、総務省の三輪公務員部長、運営審議会会長である横内山梨県知事より新年の玉稿を賜り、新年号の紙面を飾ることができました。厚く御礼申し上げます。新年にあたり、皆様が健康な一年を過ごされますことを心よりお祈り申し上げます。(S.O)